

**介護予防・日常生活支援総合事業費
単位数サービスコード表
(令和6年4月施行版)**

城里町長寿応援課

[脚注]

1. 単位数算定記号の説明

+〇〇単位	⇒	所定単位数 + 〇〇単位
-〇〇単位	⇒	所定単位数 - 〇〇単位
×〇〇%	⇒	所定単位数 × 〇〇 / 100
〇〇%加算	⇒	所定単位数 + 所定単位数 × 〇〇 / 100

2. 市町村が独自に設定する項目について

以下の項目については、市町村が規定する。

各項目の留意点は以下のとおり。

サービス	項目	留意点
訪問型サービス(独自) 通所型サービス(独自) 介護予防ケアマネジメント	合成単位数	国が規定する単位数を上限として、市町村が規定する。 単位数は数字5桁以内とする。
訪問型サービス(独自/定率) 訪問型サービス(独自/定額) 通所型サービス(独自/定率) 通所型サービス(独自/定額)	サービスコード	数字又は英字とする。 英字は大文字アルファベットのみであり、「I」、「O」、「Q」を除く。
	サービス内容略称	全角32文字以内とする。
	対象者	以下のいずれかとする。 (※サービス種類ごとに異なる。) ・事業対象者 ・要支援1 ・要支援2
	合成単位数	数字5桁以内とする。
	算定単位	以下のいずれかとする。 ・1回につき ・1日につき ・1月につき ・1週間につき

訪問型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位
種類	項目				
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ1週当たりの標準的な回数を定める場合 (1)1週に1回程度の場合 1176単位	1,176	1月につき
A2	2111	訪問型独自サービス11日割	日割の場合 ÷ 30.4日 39単位	39	1日につき
A2	1211	訪問型独自サービス12	(2)1週に2回程度の場合 2349単位	2,349	1月につき
A2	2211	訪問型独自サービス12日割	日割の場合 ÷ 30.4日 77単位	77	1日につき
A2	1321	訪問型独自サービス13	(3)1週に2回を超える程度の場合 3727単位	3,727	1月につき
A2	2321	訪問型独自サービス13日割	日割の場合 ÷ 30.4日 123単位	123	1日につき
A2	2411	訪問型独自サービス21	ロ1月当たりの回数を定める場合 (1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合 287単位	287	1月につき
A2	2511	訪問型独自サービス22	(2)生活援助が中心である場合 (一)所要時間20分以上45分未満の場合 179単位	179	
A2	2621	訪問型独自サービス23	(二)所要時間45分以上の場合 220単位	220	
A2	1411	訪問型独自短時間サービス	(3)短時間の身体介護が中心である場合 163単位	163	
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施 減算 イ1週当たりの標準的な回数を定める場合 (1)1週に1回程度の場合 12単位減算	-12	1月につき
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割	日割の場合 ÷ 30.4日 1単位減算	-1	1日につき
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12	(2)1週に2回程度の場合 23単位減算	-23	1月につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割	日割の場合 ÷ 30.4日 1単位減算	-1	1日につき
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13	(3)1週に2回を超える程度の場合 37単位減算	-37	1月につき
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割	日割の場合 ÷ 30.4日 1単位減算	-1	1日につき
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21	ロ1月当たりの回数を定める場合 (1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合 3単位減算	-3	1月につき
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22	(2)生活援助が中心である場合 (一)所要時間20分以上45分未満の場合 2単位減算	-2	
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23	(二)所要時間45分以上の場合 2単位減算	-2	
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間	(3)短時間の身体介護が中心である場合 2単位減算	-2	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 所定単位数の10%減算		1月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 所定単位数の15%減算		
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合 所定単位数の12%減算		
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算 所定単位数の15%加算		
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割	所定単位数の15%加算		1日につき
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数	所定単位数の15%加算		1回につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の10%加算		1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割	所定単位数の10%加算		1日につき
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数	所定単位数の10%加算		1回につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の5%加算		1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割	所定単位数の5%加算		1日につき
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数	所定単位数の5%加算		1回につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ初回加算 200単位加算	200	1月につき
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ生活機能向上連携加算 (1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位加算	100	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位加算	200	
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ口腔連携強化加算 50単位加算	50	1回につき
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ介護職員処遇改善加算 (1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の137/1000加算		1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の100/1000加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の55/1000加算		
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト介護職員等特定処遇改善加算 (1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の63/1000加算		
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ	(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の42/1000加算		
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位数の24/1000加算		

※合成単位数については、国が規定する単位数を勘案し、市町村が規定する。なお、5つまで独自の単位数を定められるようにサービスコードを定義する。
同一建物減算、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、すべてのパターンで共通して使用するサービスコードである。

通所型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目		合成 単 位数	算定 単位	
A6 1111	通所型独自サービス11	イ1週当たりの標準的な 回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798	1月につき	
A6 1112	通所型独自サービス11日割		日割の場合 ÷ 30.4日 59単位			59
A6 1121	通所型独自サービス12	イ1週当たりの標準的な 回数を定める場合	事業対象者・要支援2	3,621	1月につき	
A6 1122	通所型独自サービス12日割		日割の場合 ÷ 30.4日 119単位			119
A6 1113	通所型独自サービス21	ロ1月当たりの回数を 定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436	1回につき	
A6 1123	通所型独自サービス22		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで			447
A6 C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置 未実施減算	イ1週当たりの標準的な回数を定める場合	18単位減算	-18	1月につき
A6 C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割		日割の場合 ÷ 30.4日 1単位減算	-1	1日につき	
A6 C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12	イ1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援2	36単位減算	-36	1月につき
A6 C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割		日割の場合 ÷ 30.4日 1単位減算	-1	1日につき	
A6 C215	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算21	ロ1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	4単位減算	-4	1回につき
A6 C216	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算22		事業対象者・要支援2	4単位減算	-4	
A6 D211	通所型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画 未策定減算	イ1週当たりの標準的な回数を定める場合	18単位減算	-18	1月につき
A6 D212	通所型独自業務継続計画未策定減算11日割		日割の場合 ÷ 30.4日 1単位減算	-1	1日につき	
A6 D213	通所型独自業務継続計画未策定減算12	イ1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援2	36単位減算	-36	1月につき
A6 D214	通所型独自業務継続計画未策定減算12日割		日割の場合 ÷ 30.4日 1単位減算	-1	1日につき	
A6 D215	通所型独自業務継続計画未策定減算21	ロ1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	4単位減算	-4	1回につき
A6 D216	通所型独自業務継続計画未策定減算22		事業対象者・要支援2	4単位減算	-4	
A6 8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の5%加算		1月につき
A6 8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の5%加算		1日につき
A6 8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の5%加算		1回につき
A6 6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1 376単位減算	-376	1月につき
A6 6106	通所型独自サービス同一建物減算2		事業対象者・要支援2 752単位減算	-752		
A6 6107	通所型独自サービス同一建物減算3		ロ1月当たりの回数を定める場合	94単位減算	-94	1回につき
A6 5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合		47単位減算	-47	片道につき
A6 5010	通所型独自生活上グループ活動加算	ハ生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	100	1月につき
A6 6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ若年性認知症利用者受入加算		240単位加算	240	
A6 6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ栄養アセスメント加算		50単位加算	50	
A6 5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ栄養改善加算		200単位加算	200	
A6 5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位加算	150	
A6 5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2) 口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位加算	160	
A6 6310	通所型独自一体的サービス提供加算	チ一体的サービス提供加算		480単位加算	480	
A6 6011	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ	リサービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1 88単位加算	88	
A6 6012	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援2 176単位加算	176	
A6 6107	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅲ		(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1 24単位加算	24	
A6 6108	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅳ	リサービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	72単位加算	72	
A6 6109	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅴ		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援2 144単位加算	144	
A6 6104	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅵ	リサービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	24単位加算	24	
A6 6103	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅶ		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援2 48単位加算	48	
A6 4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ヌ生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)	100単位加算	100	
A6 4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200	
A6 6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)	20単位加算	20	1回につき
A6 6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)	5単位加算	5	
A6 6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ科学的介護推進体制加算		40単位加算	40	1月につき
A6 6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ワ介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の59/1000加算		
A6 6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の43/1000加算		
A6 6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の23/1000加算		
A6 6118	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	カ介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の12/1000加算		
A6 6119	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の10/1000加算		
A6 6114	通所型独自サービスベースアップ等支援加算	コ介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の11/1000加算		

定員超過の場合

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目		合成 単 位数	算定 単位	
A6 8001	通所型独自サービス11・定超	イ1週当たりの標準的な 回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	1,259	1月につき
A6 8002	通所型独自サービス11日割・定超			59単位		
A6 8011	通所型独自サービス12・定超	イ1週当たりの標準的な 回数を定める場合	事業対象者・要支援2	3,621単位	2,535	1月につき
A6 8012	通所型独自サービス12日割・定超			119単位		
A6 8003	通所型独自サービス21・定超	ロ1月当たりの回数を 定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436単位	305	1回につき
A6 8013	通所型独自サービス22・定超		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447単位		

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目		合成 単 位数	算定 単位	
A6 9001	通所型独自サービス11・欠	イ1週当たりの標準的な 回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	1,259	1月につき
A6 9002	通所型独自サービス11日割・欠			59単位		
A6 9011	通所型独自サービス12・欠	イ1週当たりの標準的な 回数を定める場合	事業対象者・要支援2	3,621単位	2,535	1月につき
A6 9012	通所型独自サービス12日割・欠			119単位		
A6 9003	通所型独自サービス21・欠	ロ1月当たりの回数を 定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436単位	305	1回につき
A6 9013	通所型独自サービス22・欠		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447単位		

※合成単位数については、国が規定する単位数を勘案し、市町村が規定する。なお、5つまで独自の単位数を定められるようにサービスコードを定義する。
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、すべてのパターンで共通して使用するサービスコードである。